

「火災警報器購入費助成事業」について

町では、在宅で生活する高齢者世帯や障害者世帯を対象に、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成することとしました。

- 1. 対象世帯** 日高町に住所を有し、現に町内の住宅に居住している次に掲げる世帯です。
ただし、公営住宅入居者や施設入所者などは対象外となります。
 - (1) 高齢者世帯 世帯全員が平成22年3月31日までに75歳に達する世帯
 - (2) 障害者世帯 重度の障害者（身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1級）で構成された世帯
 - (3) その他の世帯 高齢者（75歳以上）と重度の障害者（同上）で構成された世帯
 - 2. 対象経費** 住宅用火災警報器の購入及び取付費用
※平成21年3月1日以降に、日高町内のお店で購入・取付した費用に限ります。
 - 3. 助成内容** 1世帯あたり、5,000円を上限に助成します。
(申請は、1世帯につき1回とします。)
 - 4. 申請期間** 平成21年3月2日から平成22年3月1日まで
 - 5. 申請に必要なもの** 印鑑、障害者手帳、対象経費の分かる領収書及び預金通帳（世帯主名義のもの）
- 【問い合わせ先】** 保健福祉課（電話 01456-2-6183）
又は、住民生活課（電話 01457-6-3173）

満70歳以上の方へのお知らせ①

「高齢者バス乗車証」の交付手続きについて



70歳以上の方がバスを利用する場合には、高齢者バス乗車証が必要となります。
町では、次のとおり高齢者バス乗車証の交付手続きを行っておりますので、バスを利用される方は手続きをお願いします。

◆手続き場所

保健福祉課、日高総合支所住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

◆手続きに必要な物

現在、「老人福祉バス身分証」(緑色)をお持ちの方は、その身分証と印鑑を持参願います。
今回、新たに手続きされる方は、顔写真(タテ3cm、ヨコ2cm)と印鑑を持参願います。

◆交付負担金

有効期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
交付負担金	800円	2,000円	4,000円	8,000円

※有効期間内で、バスに乗り放題となります。

【問い合わせ】 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話01456-2-6183)

満70歳以上の方へのお知らせ②

門別温泉とねっこの湯入浴優待券の更新手続きを次のとおり行います。



◆更新手続

平成21年3月23日(月)から

- ・交付済みの門別温泉とねっこの湯優待利用対象者証を持参してください。
※身分証を紛失された場合は、顔写真(縦3cm×横2cm)を持参してください。

◆新規交付

- ・年度途中で満70歳になられた方は、その翌月より申請できます。
※事前に対象者あてに案内文書を発送します。

◆手続場所

- ・保健福祉課、日高総合支所住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所で行っています。

【問い合わせ】 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話01456-2-6183)

「地デジ放送移行助成事業」について

町では、低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯及び障害者世帯を対象に、地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な受信機器の購入や設置に係る費用の一部を助成することとしました。

1 対象世帯 日高町に住所を有し、在宅で生活している町民税非課税世帯の方で、世帯の収入金額が別表の収入基準額以下の次の世帯です。

ただし、生活保護世帯や施設入所者などは対象外となります。

- (1) 高齢者世帯 世帯全員が65歳以上の世帯又は65歳以上の世帯で18歳未満の者（18歳到達後最初の3月31日までの者を含む。）を扶養している世帯
- (2) ひとり親世帯 18歳未満の者（同上）がいるひとり親世帯
- (3) 障害者世帯 重度の障害者（身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1級）が同居している世帯



(別表)

世帯の人数	収入基準額		
	高齢者世帯	ひとり親世帯	障害者世帯
1人世帯	80万円		120万円
2人世帯	120万円	140万円	160万円
3人世帯	160万円	190万円	200万円
4人以上の世帯	1人増すごとに40万円を加算		

※収入金額は、年金収入、給与収入及び事業所得等の合計金額となります。

2 対象経費

- (1) デジタル受信機器（テレビ・チューナー・録画機など）の購入及び設置費用
- (2) 地デジ放送対応アンテナの設置又は変更に必要な費用

※平成21年3月1日以降に、日高町内のお店で購入・設置した費用に限ります。

3 助成内容

1世帯あたり、10,000円を上限に助成します。（申請は、1世帯につき1回とします。）

4 申請期間

- (1) 平成21年3月1日現在、既に地デジ放送の受信が可能な地域にお住まいの方
（期間）平成21年3月2日から平成22年3月1日まで
- (2) 上記以外の地域にお住まいの方
（期間）平成21年3月2日から平成23年3月31日まで

5 申請に必要なもの

- (1) 印鑑、障害者手帳と収入金額などが確認できるもの
- (2) 対象経費の分かる領収書（原本）
- (3) 預金通帳（世帯主名義のもの）

【問い合わせ先】 本庁保健福祉課（電話01456-2-6183）
総合支所住民生活課（電話01457-6-3173）



**道道新冠平取線
賀張～豊田区間供用開始**
3月31日正午より

①路線名
一般道道新冠平取線

②供用開始の区間
沙流郡日高町字豊田463番89
地先から
沙流郡日高町字賀張318番12
地先まで

③供用開始の日
距離 2390・60m
平成21年3月31日 正午～